

第4回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成17年2月23日(水) 14:45～16:45

場 所 栃木県公館大会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、須賀地域金融再生部会長

荒井委員、伊藤委員、宇野委員、大串委員、小川委員、片岡委員、金井委員、
菊地委員、久保委員、小関委員、小高委員、佐藤委員、鈴木委員、高田委員、
谷口委員、中川委員、中村委員、野口委員、野田委員、畑山委員、船曳委員、
北條委員、前田委員、眞杉委員、峰岸委員、三森委員 (欠席5名)

< オブザーバー >

黒田オブザーバー、吉田オブザーバー代理

< 県 >

須藤副知事、麻生出納長、山中商工労働観光部長、小林副出納長兼出納局長、
須藤商工労働観光部次長兼産業政策課長、繪面出納局会計課長

会議内容

1 開 会

(本委員会に加わった、宇野委員、小高委員、畑山委員が自己紹介。)

【藤本委員長】

昨年12月17日に、知事から「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」の諮問を受け2月が経過したが、その間、須賀部会長をはじめ地域金融再生部会委員の皆様には御多忙の中、3回にわたる部会での審議を経て中間報告を取りまとめ、本日の委員会に報告いただくことについて、感謝申し上げます。

本日の委員会では、この中間報告について忌憚のないご意見を賜り、知事への答申に向けて検討を進めてまいりたい。

なお、本日は、「議事(1)第3回及び第4回地域金融再生部会の会議結果」、「(2)地域金融再生部会の中間報告について」の説明まで公開とし、その後の意見交換については、各委員の率直なご意見をお伺いするといった趣旨から非公開としたいが、いかがか。

(各委員から異議なしの意見)

それでは、このように進めさせていただく。

まず、「議事(1)第3回及び第4回地域金融再生部会の会議結果」について須賀部会長から説明をお願いしたい。

2 議題

(1) 第3回及び第4回地域金融再生部会の会議結果

【須賀部会長】

資料No1 第3回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会の会議結果(概要)及び
資料No2 第3回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会の会議結果(概要)に基づいて説明。

これまでの審議経過をまとめると、受け皿のパターンと評価と課題では、受け皿のパターンを四つ想定したうえで、それぞれのメリット、デメリット、あるいは実現可能性を検討し、さらに県の関与の仕方についても様々な議論をさせていただいた。

また、受け皿移行へのスケジュールとともに、資産の健全化、県内経済の安定化、あるいは内外の金融動向を中心に考え方を整理した。

さらに、2月8日の部会では、足利銀行の池田頭取から現在の経営計画の進捗状況、経営課題を説明いただき、部会委員の認識を統一することができた。

このような経過を経て、「中間報告」をまとめることができた。

(2) 地域金融再生部会の会議結果について

【須賀部会長】

資料No3 地域金融再生部会中間報告に基づいて説明。

この報告書は、審議の経過、あるいはどのような論点があったかということがわかるように、いろいろな資料を添付したので、若干、項目の重複や冗長なところがあるが、その辺は生の姿を見ていただくということでご理解いただきたい。

また、これは部会審議のとりまとめであり、答申案そのものではないので併せてご理解願いたい。

最初ページは、一昨年11月29日の預金保険法の申し出、その後の国の対応から一時国有化に至った経緯を記載した。

また、いわゆる3号措置により、これから合併、営業譲渡、株式譲渡のいずれかの形で国有化を終了することになるが、その前提になるのが受け皿の決定であるということに記載した。

次のページが目次となっており、基本的に部会の審議項目である六つの項目である、基本的な認識及び新銀行のあるべき姿、受け皿のパターンと評価・課題、県の関与、受け皿移行のスケジュール、国への提案事項、県民意見について、と部会の議論のテーマに沿って記載してある。

次から本文になっており、それほど大きなボリュームではないため読み上げながら説明させていただく。

まず、「足利銀行の現状の問題点と県政の課題」であるが、特別危機管理銀行である足利銀行の将来像が見えてこないことや、同行の不良債権処理の先行きについて県民や地元企業には不安感が大きいため、早急に足利銀行の将来像について県民のコンセンサスと県の政策的な方向性を確立し、内外に示す必要があるとうことである。

次に「基本的な認識及び新銀行のあるべき姿」であるが、このキーワードは、地域の中核的金融機関ということである。本県経済にとって、足利銀行が今まで果たして

きた地域の中核的金融機関としての機能を将来にわたって創造的に発展させることが重要である。そのため、その優良な資産、組織、人材等を受け皿に継承させることが望ましい。この場合、足利銀行の徹底した事業再構築、意識改革も必要である。そして、地域の中核的金融機関として、産業再生や地域再生にも積極的に取り組み、金融秩序の安定、資金融通の円滑化についての機能を十分に果たすことが期待されている。

したがって、県内外資産を問わず、他の金融機関への分割譲渡は避けるべきである。また、県内の他の地域金融機関との適切な役割分担を意識し、共存できる体制の確立も図られるべきである、とこれまでの部会の意見を集約してある。

審議過程においても、客体である顧客については、特別危機管理銀行の過程における与信管理作業の結果を経て、受け皿に引き継がれるべきということで意見の一致を見た。ただし、不良債権の処理、あるいは改善されるべき経営ガバナンス等、経営改革のための取り組みを否定するものではない。一方、主体である足利銀行については、合併や営業譲渡の場合、人、物、システム（店舗、コンピュータシステム等）を一体として受け皿に引き継ぐことについては、例えば不採算な店舗や、新しい技術を使ったシステムも出てくるだろうということで、難しいものも一部あるのではないかと、いった意見や、IT化や規制の緩和が進む今日の新しい事業環境に相応する金融サービスの提供が行える体制の整備も必要であるという意見も出された。

中間報告の中の資料1であるが、新銀行のあるべき姿の論点整理ということで、これらは必ずしも全部合意された事項ではないが、ディスカッションの論点ということで、網羅的に記載されているので参考とされたい。

資料2は、受け皿のパターンと評価と課題ということで、受け皿のパターンを4類型化し、それぞれのパターンについて、地域における中核的金融機能を確保する観点から課題を整理した。

- A案：足利銀行単独再生方式、安定一般株主型。国内資本を中心とする安定した一般株主をもって構成される。地元経済界を主に、機関投資家、金融機関等が安定株主になるパターン。
- B案：足利銀行単独再生方式、特定株主型。メガバンク、外資系金融機関、ノンバンク等の支配的少数株主をもって構成するパターン。大株主による利益追求型の経営に関する関与が想定されるパターン。
- C案：合併・営業譲渡方式。補完性を有し、かつ共通の営業基盤を持つ地域銀行が、合併または諸資産の営業譲渡によって引き継ぐパターン。
- D案：持ち株会社方式、広域地銀連合。金融持ち株会社のもとでリレーションシップバンキングとしての同一ビジネスモデルを持つ地域の中核的金融機関同士が連携するパターン。

2ページ目の「2 評価」にもどって、足利銀行が栃木県経済に果たしてきた機能の一体的かつ創造的な発展が必要であり、複数の金融機関等にその機能が分割されることは絶対に避けなければならない。また、B案の投資的な目的を主とする受け皿、例えば外資主体のファンド等には、一時国有化時点の短期間であっても、リレーションシップバンキングの機能が阻害され、株主利益第一主義となることが危惧されるので、株式譲渡されるべきではないということで、部会委員の意見が一致した。

さらに、D案は、発展型としては十分考えられるが、当面、実現可能性は低いものと判断した。

いずれの場合にしても、受け皿の選定については、県民の意向を尊重し、県民に不安感や混乱を招くことは回避すべきであることが議論された。

以上のような観点から、4案について評価した結果、B案及びD案については、本県にとって望ましい方向とは言えず除外することとした。

一方、A案及びC案については、望ましい受け皿のパターンとして、今後、多面的な検討を重ねる必要があると判断した。

3ページ目の「県の関与」であるが、受け皿銀行の経営は、経済合理性や効率性を重視した民間主導の経営とすべきである。この場合にあって、受け皿への移行及び受け皿銀行の経営が軌道に乗るまでの間は、県は何らかの支援、協力、監視が必要である。このため、地域再生への取り組みや他の地域金融機関との適切な役割分担等を監視するための役員派遣等も含めて、関与の方法をさらに検討していく必要があるということ。また、直接的な銀行支援ではないが、調整局面での県内経済の安定のため、引き続きセーフティーネット対策、セーフティーネット政策（雇用、資金繰りなど）の充実は必要である。

審議における主な論点では、「技術的な詳細検討、議決権のない普通株や優先株等の種類株の取り扱い等は、今後の展開に対応して別途行うべきである。」とした。また、いわゆる県営銀行、県が主体となって経営する銀行という意味であるが、県営銀行が受け皿となるべきとの意見はなく、行政の役割と限界について、部会委員の一定の共通認識が形成された。ただし、県の関与の強弱については、議論には幅があった。

次のページで、具体的な出資ということで、県の出資に関しては、受け皿のパターンによっても相違が出てくる可能性がある。また、民間出資の呼び水としての出資なのか、監督権を確保するためや信用力を強化するための出資なのかなど、出資の目的によっても異なってくる。このため、現時点では、明確な判断ができる状況ではないという結論に達した。

審議における主な論点としては、県の出資に関しては、出資比率、出資金額をめぐる本格的な議論は行っていない。ただし、意見の中には、県がイニシアチブをとって国に対して働きかける場合、あるいは県内の意見をまとめるという場合にあって、必要があれば応分の協力や負担をするという姿勢を示すことが重要ではないかという意見があった。

また、さらに突っ込んで、県内シェア50%を占める中核的金融機関の再生を県政の大きな課題とはっきり認識し、積極的に対応すべきだという意見もだされた。

次に、受け皿移行のスケジュールについては、資料3で検討のポイントが幾つか列挙されている。これもディスカッションペーパーそのものである。

4ページに戻っていただいて、具体的な受け皿移行のスケジュールについては、さまざまな要素があって、現時点で特定することは難しい面があるが、県民の不安感を和らげるため、できるだけ早い時期に県として望ましい受け皿の方向性を表明することが望ましいということであった。

ただ、実際の移行、特別危機管理の終了であるが、その時期については、受け皿の

決定後、その準備のため多少の時間がかかるものと思われる。この場合にあっては、足利銀行はじめ、地域全体の金融再生の状況について、県として十分に注視していくことが望ましいという意見が大勢を占めた。

なお、部会では、足利銀行の経営に関する計画の進捗状況等について、頭取からご説明をいただいた。当日の資料は、その次のページに掲載してある。なお、この経営に関する計画については、3年間という実施期間が付されているが、その期間と受け皿の移行の時期とは、法律の枠組み上、直接リンクするものではないということをつけ加ておく。

5ページには、国への提案事項を掲載した。国は、預金保険法第120条の規定により、足利銀行の一時国有化状態を合併、営業譲渡、株式譲渡のいずれかの方法で終了させることになっている。部会では、先に述べたように、4パターンの検討を行い、安定株主の出資による株式譲渡、合併または営業譲渡による補完性を有し、かつ共通の営業基盤を持つ地域銀行を受け皿とした方式の2方式に絞ることとした。

したがって、県が国に具体的な提案をする場合でも、この2方式のパターンを受け皿をすることを前提として審議を進めてきた。この結果、まず、一番重要なことは、国は、受け皿を選定する場合にあって、いわゆる一般的な競争入札を実施するのではなく、地元の民意や県の政策的な意向を尊重し、中核的地域金融機関としての機能を担保できる受け皿の実現が可能となるようにすることが望ましいということで、部会で合意したところである。さらに、この受け皿の選定過程に県が何らかの形で参画できるように、知事は国に対してあらかじめ要請すべきであるということで、部会の総意が得られた。

なお、県が個別に具体的に金融機関名を挙げて国に対して受け皿を指定するよう提案あるいは要望することは極めて異例であり、慎重な取り扱いが必要であるという意見も多く出された。

また、いずれの場合にも、地域の金融システムの安定に悪影響を与えたり、社会的に混乱を来さないことが前提となるということも言うまでもない。

この間、県民意見については、県が本年1月5日から1カ月間実施した県民意見の募集に対して600件を超える意見が寄せられ、事務局から詳細な報告を受けた。定量分析と同時に、県民一人ひとりのさまざまな立場、観点からの意見として、その内容、考え方が重要であるとの認識に立ち、部会審議に際して、十分に参考とさせていただいた。

以上が、報告である。

部会の委員各位においては、大変ご多忙の中、熱心に審議いただき、深くお礼申し上げます。また、藤本委員長からも懇切なご指導をいただき、大変感謝している。

この中間報告に基づき、本委員会で十分に議論いただき、県民の意見を結集し、県民の総意ということで国に要請するような答申をつくっていくことが大切であると思っているので、よろしく願い申し上げます。

【藤本委員長】

中間報告については、大変詳細にまとめていただき、厚くお礼申し上げます。

ただいまの説明についての質問や意見等については、この後の意見交換でお願いしたい。

それでは、議事（３）の意見交換に入りたいが、先ほどお諮りしたように、非公開で進めさせていただくので、誠に申しわけないが、取材されている報道関係者及び傍聴者については、ご退席願いたい。

以下、意見交換は非公開となる。

（３）意見交換

- ・資料３「地域金融再生部会 中間報告」について、各委員から意見を求め、検討を行った。

主な審議事項

- 基本的な認識及び新銀行のあるべき姿
 - 受け皿のパターン（Ａ案、Ｂ案、Ｃ案、Ｄ案）と評価・課題
 - 県の関与
 - 受け皿移行のスケジュール
 - 国への提案事項
 - 県民意見について
- ・中間報告で示された望ましい受け皿のパターンとしてのＡ案及びＣ案については概ね理解が得られたため、今後も２案に絞って多面的な検討を重ねることになった。
 - ・県で１月５日から２月４日の間に実施した「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」についての県民意見の募集結果について、「企業経営者からの意見が少なかったため、別途意見を求める必要があるのではないか。」との発言があり、次回部会開催前に経済団体から中間報告についての意見を求めることになった。
 - ・答申案作成に向け、３月中旬に地域金融再生部会を開催することになった。